

九州大学大学院外国人学生に関する規則

平成16年度九大規則第90号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）の学府の外国人学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「外国人学生」とは、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第9条から第14条までの規定により、本大学院の学府に入学を許可された外国人の学生をいう。

(入学の志願、許可等)

第3条 外国人学生として本大学院の学府に入学を志願する者については、一般の選抜試験によらないで、特別の選考によって入学を許可することができる。

第4条 外国人学生として本大学院の学府に入学を志願しようとする者は、当該学府の定める願書に、次に掲げる書類を添えて、総長に願出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終学校の成績証明書及び推薦書

(3) その他当該学府が必要とする書類

第5条 外国人学生として入学を志願する者に対する入学の許可又は不許可については、当該学府の教授会の審査を経て、総長が決定する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、外国人学生の選考、履修方法等に関し必要な事項は、当該学府の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第72号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。